

見附市告示第28号

見附市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月21日

見附市長 稲田 亮

見附市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱（平成19年見附市告示第160号）の一部を次のように改正する。

第4条中「市税等の公租公課に滞納がない者」を「市税の滞納がない者」に改める。

第1号様式中「印」を削り、「登記簿謄本の写し」を「登記事項証明書」に改める。

第2号様式中「印」を削る。

第4号様式及び第5号様式中「建第号」を「第号」に改める。

第6号様式中「印」を削り、「建第号」を「第号」に、

「

添付書類	1 領収書の写し
	2 木造住宅現地耐震診断書の写し
	3 その他市長が必要と認める書類

」を

「

添付書類	1 領収書の写し
	2 木造住宅現地耐震診断書の写し
	3 通帳の写し（口座番号・口座名義人・口座名義人フリガナが確認できるもの）
	4 その他市長が必要と認める書類

」に

改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。